

福 警 協 第 3 2 4 号

令和元年 9 月 3 日

会員 各位

(一社) 福岡県警備業協会

会 長 折田 康德

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等に関する資料について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、全国警備業協会から当協会に対し別添見出しにかかる文書が送付されてまいりました。

その内容につきましては、当協会ホームページ「協会からのお知らせ」に PDF にて掲載しておりますので、適宜プリントアウトするなどして今後の業務の指針として活用されますようお願い申し上げます。

担当～福岡県警備業協会 総務（中江）

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（目次）

- ① 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）
- ② （別添 1）改正府令本文
- ③ （別添 2-1）新任教育の教育時間数（新旧比較）
- ④ （別添 2-2）現任教育の教育時間数（新旧比較）
- ⑤ （別添 3）改正規則本文
- ⑥ （別添 4）改正告示本文
- ⑦ 警備業法等の解釈運用基準について（通達）
- ⑧ 警備員等の検定の運用について（通達）
- ⑨ 警備員等の検定の運用について（通達）別紙
- ⑩ 登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について（通知）
- ⑪ 登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について（通知）別表